

【7 災害発生日と請求権発生日・時効】

・請求権発生日○ ・時効◎

(PTA安全の部)

区 分	災害発生日	入院180日 通院90日	3年	3年+ 入院180日 通院90日	6年
死亡共済金	○ (死亡した日)		◎		
障害共済金			○		◎
負傷共済金		○		◎	

(子ども安全の部)

区 分	災害発生日	6か月	3年	3年6か月	6年
死亡共済金	○ (死亡した日)		◎		
障害共済金			○		◎
負傷共済金		○		◎	

【説明要点】

☆ 請求権発生日は、死亡共済金を除いて、災害発生日とは異なります。

☆ 障害共済金と負傷共済金の請求権発生日は、表中の○は最長の場合で、一般的には、**症状が固定した日**又は**治療が完了した日**となります。

☆ 請求漏れのないように注意してください。

(第25条・第41条)

【8 共済契約申込書】

第1号様式(共済規程第8条第1項及び第19条第1項関係)

※ 受付番号()

一般財団法人鹿児島県教育安全振興会共済事業 共済契約申込書

本単位PTAは一般財団法人鹿児島県教育安全振興会の設立の趣意に賛同し、貴会が「PTA安全の部」と「子ども安全の部」として取り扱う共済事業について、貴会「共済規程」等を理解・確認し、下記のとおり契約します。

契約申込年月日
年 月 日

単位PTA名 _____

PTA会長名 _____ 公印

単位PTAの住所 _____

T E L _____

記

次の項目(1, 2, 3, 4)で該当する項目に、○印を付けるとともに、加入者の見込み数と納入する会費の見込み額を記入してください。

- | | |
|---|--|
| 1 | 「PTA安全の部」に加入します。
(加入者見込み数 _____ 人、会費の見込み額 _____ 円) |
| 2 | 「子ども安全の部」はAコースのみに加入します。
(加入者見込み数 _____ 人、会費の見込み額 _____ 円) |
| 3 | 「子ども安全の部」はBコース(特別団体)のみに加入します。
(加入者見込み数 _____ 人、会費の見込み額 _____ 円) |
| 4 | 「子ども安全の部」はAコース及びBコース(特別団体)の両方に加入します。
Aコース (加入者見込み数 _____ 人、会費の見込み額 _____ 円)
Bコース (加入者見込み数 _____ 人、会費の見込み額 _____ 円) |

(留意事項)

- 1 本共済契約申込書は、3月31日までに当会に提出してください。
- 2 1人当たりの会費の額は、「PTA安全の部」が100円、「子ども安全の部」のAコースが300円、Bコースが400円になります。
- 3 「PTA安全の部」又は「子ども安全の部」への加入者数については、各加入申込書に記入し、4月1日より6月30日までに当会に申し込んでください。
- 4 ※欄は記入しないでください。

担当者氏名 _____

役 職 _____

連絡先(TEL) _____

【説明要点】

☆ **契約申込期限は3月末日です。**

※ **期限厳守でお願いします。4月以降の共済加入申込みができなくなりますので注意してください。**

※ 期限ぎりぎりではなく、早目に手続きをお願いします。

☆ 加入者見込み数は、この時点では児童生徒数やP戸数は確定していないので、**概数**でよろしいです。

☆ 加入するコース等が未定の場合、「①」と「④」に○印して、**全て契約で提出されることをお勧めします。**

※ 4月以降の共済加入手続きで臨機応変の対応が可能です。

※ 6月末日までに手続きする「共済加入申込書」で、確定したものを記入するため変更は可能です。

【9-(1) 共済加入申込書（PTA安全の部）】

第2号様式の1（共済規程第8条第3項関係）

※ 受付番号（ ）

一般財団法人鹿児島県教育安全振興会共済事業「PTA安全の部」 共済加入申込書

本単位PTAは一般財団法人鹿児島県教育安全振興会の設立の趣意に賛同し、貴会が取り扱う共済事業等に関する「共済規程」や「共済事業のしおり」を理解・確認し、会費を添えて加入を申し込みます。なお、申込書に記入した内容は事実と相違ありません。

加入申込年月日
年 月 日

単位PTA名 _____

PTA会長名 _____ 公印

単位PTAの住所 _____

T E L _____

	対象者	会費	加入者数	金額
会費等	P T A 会 員	100円 (1戸当たり)	戸	円
	教 職 員	100円 (1人当たり)	人	円
	支 援 者	100円 (1人当たり)	人	円
	合 計			円

（留意事項）

- 1 PTA安全の部への加入は、原則として、単位PTAの会員全員に加入していただきます。
- 2 加入申込と同時に会費の納入をしていただきます。
- 3 加入申込は、加入申込期限の6月30日までにさせていただきます。
- 4 支援者は加入者名簿（支援者数及び氏名を記載）を提出していただきます。
- 5 共済金の支払対象活動や共済金の額等は、当会「共済規程」で確認してください。
- 6 ※欄は記入しないでください。

担当者氏名 _____

役 職 _____

連絡先（TEL） _____

【説明要点】

☆ **加入申込期限は6月末日**です。

※ **期限厳守をお願いします。期日までに手続きが完了しない場合は、契約は無効になり、1年間加入ができなくなります。**

※ 期限ぎりぎりではなく、早目に手続きをお願いします。

☆ 契約した「PTA安全の部」の**確定した加入者数・会費**を記入し提出してください。

☆ 会費は「共済事業手引書」の表紙裏にある赤い「払込取扱票」で払い込んでください。この払込用紙だと振込手数料は無料です。

【9-(2) 共済加入申込書（子ども安全の部）】

一般財団法人鹿児島県教育安全振興会共済事業「子ども安全の部」
共済加入申込書

本単位PTAは一般財団法人鹿児島県教育安全振興会の設立の趣意に賛同し、貴会が取り扱う共済事業等に関する「共済規程」や「共済事業のしおり」を理解・確認し、加入者名簿及び会費を添えて加入を申し込みます。なお、申込書に記入した内容は事実と相違ありません。

加入申込年月日
年 月 日

単位PTA名

PTA会長名

公印

単位PTAの住所

T E L

対象者	コース	1人当り会費	加入者数	金額	備考(在籍者数)
園児・小・中学生	A	300円	人	円	人
	B	400円	人	円	
高校生	A	300円	人	円	人
	B	400円	人	円	
教職員	A	300円	人	円	人
	B	400円	人	円	
指導者	A				
	B	400円	人	円	
合計	A	300円	人	円	
	B	400円	人	円	

(留意事項)

- 1 Aコース, Bコース別に加入者数, 金額及び在籍者数を記入してください。申込については個人ごとでなく単位PTAとしてまとめて申込をしてください。
- 2 加入申込と同時に会費の納入をしていただきます。
- 3 加入申込は, 加入申込期限の6月30日までに行ってください。
- 4 共済金の支払対象活動や共済金の額等は, 当会「共済規程」で確認してください。
- 5 ※欄は記入しないでください。

担当者氏名

役 職

連絡先(TEL)

【説明要点】

☆ 説明は、「PTA安全の部」と同じです。

※加入申込期限は6月末日です。遅れないように注意してください。

☆ 契約した「子ども安全の部」のAコース・Bコースで確定した加入者数・会費を記入し提出してください。

☆ 会費は「PTA安全の部」と合算して振り込んでください。

【10 加入者名簿 (子ども安全の部)】

「子ども安全の部」

加入者名簿

単位PTA名 _____

PTA会長名 _____ 公印

学年 _____ 組 _____

番号	氏名	児童生徒等・教職員・指導者の別			A,Bコース別		部活動等名
		児童生徒等	教職員	指導者	Aコース	Bコース	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
合計							

- (注1) 「児童生徒等・教職員・指導者の別」の欄は該当する者に○を付けてください。
- (注2) 「A,Bコース別」の欄は該当するものに○を付けてください。
- (注3) Bコースの場合、部活動等名欄に加入する部活動やスポーツクラブ等の青少年団体の具体的な名称を個人ごとに記入してください。(例 サッカー部)
- (注4) Bコースの場合、年間行事計画表を添付してください。

【説明要点】

- ☆ PTA安全の部は、支援者以外の名簿は単P保管です。
※支援者は名簿の提出が必要です。
- ☆ 子ども安全の部は、全て名簿の提出が必要です。
- ☆ Bコースの場合は、必ず「部活動等名」を記入してください。
※1人で複数加入している場合は複数記入してください。
会費は1人分です。
※この等式でなくても可(学級名簿等活用でも可)
- ※ ここまで、共済事業の概要を説明しましたが、要点のみの説明ですので、詳細については共済規程で確認をお願いします。
なお、不明な点は、事前に事務局にご相談ください。

【11 共済事業コーナーQ&A(補償事例)】

このコーナーは、令和3年から令和6年にかけて鹿児島県PTA新聞の「共済事業コーナーQ&A」に掲載した補償事例を編集したものです。参考にしてください。

【PTA安全の部加入者】

- A1 授業参観日、教室移動のため階段を上る途中で躓いて上半身を強打して負傷し、7日間通院
- A2 PTA資源回収作業中、回収された雑誌類を積み込み、軽トラックの荷台から飛び降りた際、足首を負傷し、10日間通院
- A3 ミニバレーボール試合で、右側に来たボールを処理しようと右足を踏み込んだ時に、足首に音がして力が抜け右アキレス腱を断裂し、11日間入院、35日間通院
- A4 校内奉仕作業時、屋根上の落ち葉を集める作業を行い、梯子を降りようとして滑ってしまい、梯子で右手指を負傷し、4日間通院
- A5 親子フットサルの試合中、ボールを蹴ろうとした児童の足が直接保護者の左足にあたり親指を負傷し、5日間通院
- A6 校内奉仕作業中、除草した草の収集作業をしていたところ、数匹の蜂が体に止まり、手や腕を刺されて、3日間通院
- A7 体育祭時、テント内の保護者席で観覧中に強風が吹き、設置してあった掲示板が倒れて後頭部に当たったため顔面を椅子に打ち付けて頸部を負傷し、31日間通院
- A8 PTAバザー会場で、会場内に設置してあったロープに躓いて転倒。右手をついて負傷し、19日間通院
- A9 文化祭で校内及び体育館を巡視中に体育館入口のドアが強風で閉まり、右足を負傷し、11日間通院
- A10 愛校作業時、脚立に乗り樹木を剪定中にバランスを崩し落下した際に右肘を負傷し、16日間通院
- A11 PTAおやじの会の門松づくりで、山に竹切りに行き竹の枝を切り落としていた時、鉋が滑り左手中指を負傷し、13日間通院
- A12 秋季大運動会の親子リレーの競技中、バトンを受け走っていたところ、コーナを過ぎた付近で転倒、右膝を負傷し、6日間通院
- A13 市PTAスポーツ交流会のソフトバレーボールの試合中、レシーブした際に左足が伸びきった状態(肉離れ)になり、17日間通院
- A14 PTAの愛校作業で、保護者が除草中に蜂に右手と左耳を刺された。 1日間通院

【子ども安全の部 A コース加入者】

- A1 PTAキャンプの際、かまどに息を吹き込み火を起こそうとして急激に息を吹き込んだため、過換症候群となり意識を失い、2日間通院
- A2 夏休みのプール開放で、目を閉じたままバタ足の練習をしていたところ、プールの側壁で顔面強打して負傷し、4日間通院
- A3 PTA親子ふれあい活動の準備中、体育倉庫の入口のゴム製マットに足を引っ掛け、左足の指を負傷し、7日間通院
- A4 自転車で登校中、下り坂で対向車がセンターライン寄りに走行してきたので、驚いて急ブレーキをかけたため転倒した際に負傷し、9日間通院

- A5 PTAバザーに参加していたところ、同級生にボールを投げられたので顔をかばおうとして左手の指に当たり負傷し、2日間通院
- A6 PTAプール開放の際、大きなビートバンが近づいてきたので避けようとしてプール側面下の段差に右足をぶつけて負傷し、6日間通院
- A7 PTA愛校作業中、児童が一輪車に雑草等を積んで坂道を運搬中、一輪車ごと側溝に落ちて転倒した際に手の指を負傷し、6日間通院
- A8 地域PTA運動会のかけっこ練習中、転倒した際に右手をついて負傷し、7日間通院
- A9 下校途中、公園前の横断歩道(信号なし)で左から走行してきた車とぶつかり負傷し、2日間通院
- A10 PTA主催のバレーボール大会の練習に同行して観戦中の児童に、保護者の打ったボールが顔面に当たり唇を負傷し、7日間通院
- A11 学級PTAのレクリエーション活動中に、他の児童と遊んでいて畳に指をぶつけ負傷し、5日間通院
- A12 ホテルキャンプ中、自由時間に子ども同士鬼ごっこをしていて、鬼から逃げる時に、左足首をひねり負傷し13日間通院

【子ども安全の部Bコース加入者】

- A1 ハンドボールの試合中、ジャンプシュートをして着地したとき、バランスを崩して右足首を強くひねって負傷し、3日間通院
- A2 ラグビーの試合中、タックルをした後両手をついて地面に倒れたとき、タックルされた相手が体の上に倒れてきて右手を負傷し、5日間通院
- A3 柔道の練習試合中、投げられてうつ伏せで倒れこんだ時に、左足首を内側に捻って負傷し、16日間通院
- A4 テニスの練習中、一人ずつ打ち返す練習を行っていた。順番待ちをしているとき、前の人が振り切ったラケットが顔面に当たり負傷し、10日間通院
- A5 PTA親子キャンプで花火をしているとき、キャンプファイヤー用の穴があることに気付かずに、穴に転落して手首を負傷し、8日間通院
- A6 親子レクリエーションでアスレチック施設の丸太の上から飛び降りて着地する際、バランスを崩し、転倒足首を負傷し、11日間通院
- A7 剣道の練習試合中、鍔せり合いで対戦相手に押されたときに後ろ向きに倒れ、腰を強打負傷し、3日間通院
- A8 サッカー部の練習中、蹴ったボールが他の部員の足にあたって跳ね返って、ボールを蹴った部員の左眼に当たり負傷し、12日間通院
- A9 吹奏楽部の練習中、部室前の足踏みマットを掃除していたところ、異物が右眼に入り負傷し、6日間通院
- A10 サッカーの試合中、相手選手と接触し転倒した際に右足を負傷し、40日間入院、22日間通院
- A11 家庭科部の活動でパンケーキを調理中にフライパンの持ち手の金属部分に左手が触れ負傷し、3日間通院
- A12 吹奏楽部の練習のため、学校から練習会場まで楽器を背負って歩いて移動中、暑さで熱中症を発症し、2日間通院